

障害者差別解消に向けた取組状況

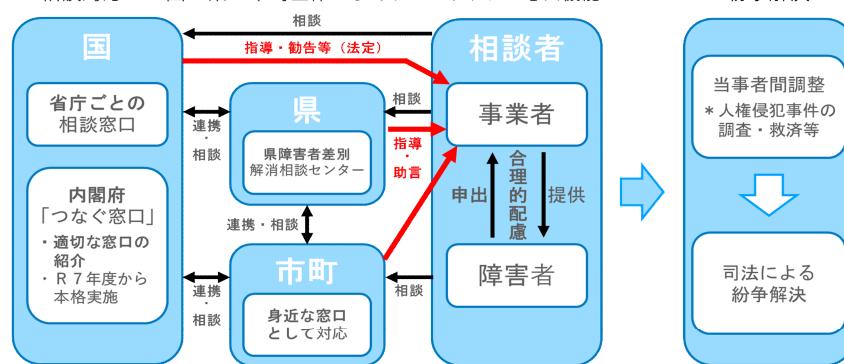
資料4-1

1. 本県差別解消関連施策の組み立て

対象	施策概要	内容
障害者支援	相談窓口の設置 当事者意見の吸い上げ	障害者差別解消相談センター、弁護士・福祉専門職による法律相談 障害者委員会の開催
事業者支援	アドバイザーによる助言 企業研修等の講師引受 相談窓口の設置	合理的配慮アドバイザーの派遣、職員による行政説明、障害者差別解消相談センター、事業所内研修用動画の作成
県民支援	障害の理解促進	改正法の概要パンフレットによる周知

2. 障害者差別事案への対応体制

＜相談対応＞ 国・県・市町全体としてワンストップの窓口機能



3. 障害者差別解消相談センター受付状況（B5・B6年度）

障害者における相談件数・実行状況(FC/FC-年度)							相談形態				障害種別	
受付件数			相談形態				障害種別					
R5年度	相談件数	業務日数	1日平均	来所	電話	ファクス	メール	身体	知的	精神	他	
	175	243	0.72	5	163	1	6	26	36	55	54	
R6年度	相談件数	業務日数	1日平均	来所	電話	ファクス	メール	身体	知的	精神	他	
	131	243	0.54	1	125	0	5	22	24	40	52	

相談・助言分野											
R5年度	福祉	医療	小売	労働	教育	交通	サービス	行政	家族	住民	傾聴のみ
	5	13	1	33	15	12	43	28	7	2	20
R6年度	福祉	医療	小売	労働	教育	交通	サービス	行政	家族	住民	傾聴のみ
	3	7	0	18	14	3	24	7	2	6	47

※障害種別と相談・助言分野は複数の項目にまたがる案件が含まれるため、合計件数と受付件数は一致しない。

4.弁護士・福祉専門職法律相談受付状況（B5,B6年度）

受付件数	相談形態			障害種別					
	相談件数	業務日数	1日平均	電話	ファクス	身体	知的	精神	他
R5年度	234	50	4.6	234	0	59	23	144	8
R6年度	255	49	5.2	255	0	51	31	162	11

相談分野											
R5年度	家庭	財産・金銭	事故・賠償	人権	法令解釈	近隣紛争	消費者被害	退院請求・処遇改善	障害福祉サービス等・行政	労働問題	その他
	8	75	16	12	2	10	10	35	34	6	26
R6年度	家庭	財産・金銭	事故・賠償	人権	法令解釈	近隣紛争	消費者被害	退院請求・処遇改善	障害福祉サービス等・行政	労働問題	その他
	0	78	13	11	0	7	7	22	20	14	83

※精神科病棟内の公衆電話に法律相談の案内掲示をしているため、精神障害者の割合が高い

5. 障害者差別解消相談センターへ寄せられた主な相談の概要【取扱注意】

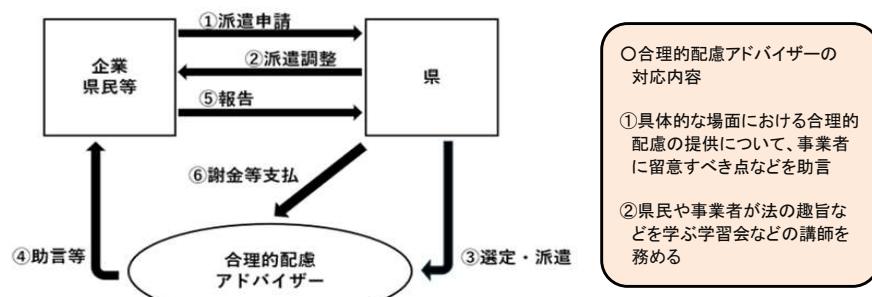
プライバシー保護のため公表できません。

6. 相談事例の全体的な傾向とセンターの対応等ポイント（連絡会議での相談員からの聞き取りより）

- | | |
|---|---|
| ① | 相談内容の大半は一般的な相談を占めている。
相談を傾聴することで、相談者が落ち着き、助言等することなく相談が終わることも多い。 |
| ② | 差別解消に限らず、他者へクレームをしようしようという社会の風潮を感じる。
その表れか、「差別解消の窓口と期待してセンターに相談したい」というより「既に多数の機関に相談している」というケースが増えているように思う。 |
| ③ | そのような風潮も「自分のことをわかつてくれない」という思いからかもしれない。
その思いを吐き出すことで解消できるのならば、それを受け止めるのが公の窓口の使命と思って対応している。 |

7. 合理的配慮アドバイザー制度の仕組み（派遣実績：R5年度：7件、R6年度：11件、R7年度（～10月）：4件）

- ①障害者支援や障害者雇用に精通した専門家（合理的配慮アドバイザー）を無料で派遣し、事業者の悩みについてサポートする。
②県は合理的配慮アドバイザーに対して必要な経費（謝金・旅費）を支給する。



8. 差別解消施策に係る今後の課題

令和5年10月から令和7年3月まで内閣府が試行的に設置した「つなぐ窓口」が、受けた相談を取り次いだ先で最も多かったのは市区町村だった（取り次いだ案件の過半数）。実際の差別解消には、住民に身近な市区町村が果たす役割が大きいことを示していることから、今後は事例の共有や合理的配慮アドバイザーモードの周知など県内市町との連携を一層図っていくことが必要と考えられる。（これまでにも他都道府県との調整が必要な案件や、相談者が市町・県双方に相談した案件などに対しては連携して対応してきている。）

合理的配慮アドバイザー 派遣実績

1 派遣件数の推移

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.10
2件	4件	3件	0件	0件	3件	7件	11件	4件



 新型コロナ禍の影響
 R2.2～R5.5…2類相当



 R6.4～事業者の
 合理的配慮提供
 義務化

2 助言等の内容（主なもの）

取扱注意

対象	派遣先	内容
行政	非公表	<ul style="list-style-type: none"> 温泉施設における配慮に関する研修 「障害を理由とした異なる扱い」をする場合、不当な差別的取り扱いにならないよう、その場に応じて総合的・客観的に判断する必要があることを助言。 声かけの仕方や当事者の気持ちをできるだけ優先させることを助言。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> スタッフ向け研修 障がい者に関する概要説明 ノーマライゼーションの説明 合理的配慮の実例の紹介
住民		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の研修会で障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮について説明。 短時間のグループワークを多く取り入れ、法について初めて知る参加者にも興味を途切れさせないよう構成を工夫。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> 事業者やボランティア、地域住民による障害者への合理的配慮の提供についての研修 制度の説明だけでなく、実際の事例を交えて研修

旧優生保護法による被害回復に向けた事例紹介

1 概要

優生思想の下、旧優生保護法（S23～H8年）に基づき、**遺伝性疾患等を理由とした強制的な不妊手術や人工妊娠中絶**が行われた。各都道府県は、いわゆる機関委任事務として、優生保護審査会を設置し手術の適否を判断するなど、優生政策の実行において一定の役割を果たしていた。

【被害事例：一般財団法人全日本ろうあ連盟HP】

遺伝性の難聴やろうもあるが、当時は聴覚障害＝遺伝性と考える風潮があり、優生思想のもと①同意を得て（半強制的に同意させて）手術 ②實際には同意していないが、同意したことにして（本人には正しい情報を伝えずに）手術といった状態が生まれていた。

2 旧優生保護法補償金等支給法の成立

- 令和6年7月3日に最高裁判所大法廷が旧優生保護法の優生手術に関する規定に**違憲判決**
- 令和6年10月に議員立法により、国の責任と謝罪を明記した補償法が成立
- 令和7年1月17日に**補償法が施行**（優生手術を受けた方のご遺族、人工妊娠中絶の被害者も対象）

補償金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた**本人及びその配偶者**
(死亡している場合はその遺族
(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪))

支給額: 本人 1500万円
配偶者 500万円
※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた**本人で生存している方**

支給額: 320万円

※左記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた**本人で生存している方**

支給額: 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

3 兵庫県独自調査の実施

兵庫県内では、少なくとも**1,880件**（優生手術470件、人工妊娠中絶手術1,410件）の被害を確認しているが、**約7割の方が既に80歳を超えている**と想定（手術時の年齢を20歳とした場合）され、具体的な個人の特定に至る情報は限られている。

県では被害回復に向けて、カルテや相談記録等も含めて幅広く確認するため、**医療機関のほか県が把握する高齢者入所施設、障がい者入所施設**に全県調査を実施している。

【調査の概要】

- ・期間：令和6年11月～12月（オンラインフォーム及び郵送）
- (1) 内容：優生手術、人工妊娠中絶に関するカルテ、相談記録等の有無
- (2) 対象：**約6,200カ所**（市町、健康福祉事務所、高齢者入所施設、障がい者入所施設、医療機関、障がい者団体）

※未回答の施設については順次確認中

4 兵庫県の相談及び請求受付状況（令和7年9月末時点）

相談 件数 (件)	請求受付件数（件）							
	補償金				優生手術 一時金	人工妊娠 中絶一時金	計	
	本人	特定配偶者	本人の 遺族	特定配偶者 の 遺族				
178	13	5	15	9	5	2	49	

5 旧優生保護法専用相談窓口のご案内

兵庫県では、専任看護師による専用相談窓口に加え、兵庫県弁護士会とも連携し、弁護士による専用電話相談窓口も設置。申請に関する相談のほか、**被害者に関する情報提供も受け付け**ている。

【相談例】

- ・入所者が「昔不妊手術を受けたことがある」と言っている（高齢者施設の職員から）
- ・家族に不妊手術を受けた者がいるが、どうすればよいか。（ご家族から）

① 兵庫県の専用相談窓口

- (1) 設置場所：県庁1号館5階、健康増進課内
- (2) 対応時間：平日9時00分～17時00分（土日祝日・年末年始を除く）
- (3) 電話番号：**078-362-3439（専用回線）**
- (4) FAX番号：**078-362-3913**

専任の看護師が対応

県ホームページ



② 兵庫県弁護士会の旧優生保護法専用相談窓口

- (1) 設置場所：兵庫県弁護士会館内
- (2) 対応時間：毎週水曜日13時00分～16時00分（平日のみ（休館日除く）
- (3) 電話番号：**078-335-7744（専用回線）**
- (4) FAX番号：**078-362-0084**

兵庫県弁護士会
ホームページ



今なお被害に悩まれ、声をあげられない方に補償を届けるため、
制度の周知と積極的な情報提供にご協力をお願いします。